

# ○就労定着支援サービス費

| 基本部分  |  |
|---|--|
| イ 利用者数20人以下   | (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき3,449単位)     |
|   | (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき3,285単位) |
|   | (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,710単位)   |
|   | (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき2,176単位)   |
|   | (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,642単位)   |
|   | (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,395単位)   |
|   | (7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき1,046単位)       |
| ロ 利用者数21人以上40人以下  | (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,759単位)     |
|   | (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,628単位) |
|   | (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,168単位)   |
|   | (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,741単位)   |
|   | (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,314単位)   |
|   | (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,117単位)   |
|   | (7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき837単位)         |
| ハ 利用者数41人以上   | (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,587単位)     |
|   | (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,463単位) |
|   | (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,032単位)   |
|   | (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,632単位)   |
|   | (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,232単位)   |
|   | (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,047単位)   |
|   | (7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき785単位)         |
| ※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。 |  |
| 定着支援連携促進加算 (1回につき579単位を加算)                                |  |
| 初期加算 (1月につき900単位を加算)                                      |  |
| 就労定着実績体制加算 (1月につき300単位を加算)                                |  |
| 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 (1月につき120単位を加算)                      |  |
| 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1月につき150単位を加算)                      |  |

| 注                           |                              |                             |        |
|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|--------|
| 就労定着支援員の員数が基準に満たない場合        | 又は<br>サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 | 就労定着支援計画が作成されていない場合         | 特別地域加算 |
| 減算が適用される月から2月目まで<br>×70/100 | 減算が適用される月から4月目まで<br>×70/100  | 減算が適用される月から2月目まで<br>×70/100 | +240単位 |
| 3月以上連続して減算の場合<br>×50/100    | 5月以上連続して減算の場合<br>×50/100     | 3月以上連続して減算の場合<br>×50/100    |        |